

相模原市農業委員会第33回会議議事録

開 会 日 時 令和3年12月1日 午後1時38分

閉 会 日 時 令和3年12月1日 午後3時17分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 開発室A 他

出 席 委 員 (○印)

①	西山和秀	⑩	小林康史	⑰	高橋三行
②	八木拓美	⑪	齋藤憲一	⑱	天野明
③	關山富雄	⑫	菱山喜章	⑲	加藤正博
⑤	江藤昭利	⑬	八木健一		
⑥	阿部健	14	金井睦		
⑦	渋谷利雄	⑮	榎田和子		
⑨	市川忠孝	⑯	藤村達人		

出席委員 15名

欠席委員 2名 (3番關山富雄委員、14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

.....

議席18番

.....

議席 6番

.....

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第17回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第53号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第55号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第56号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第57号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第58号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第59号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第60号	農用地利用配分計画の作成について
11	議案第61号	農用地利用配分計画の作成について
12	議案第62号	農用地利用配分計画の作成について
13	議案第63号	農用地利用配分計画の作成について
14	報告第51号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第52号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
16	報告第53号	農地所有適格法人の報告について
17	報告第54号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
18	報告第55号	非農地証明書の発行について
19	報告第56号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
20	報告第57号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
21	報告第58号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第33回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（高野次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しております。

本日、3番關山富雄委員、14番金井睦委員より、欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、18番天野明委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第17回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第17回農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

会務報告、2の④都市計画審議会の議題ですが、生産緑地地区の変更ということは、これ、どういったことが起こったんでしょうか、簡単に結構です。

6番（阿部委員）

都市計画審議会が開催されましたので、報告をさせていただきたいと思います。

ここにありますように、18日にリモートで行われました。まず、議案が2つありまして、1つ目が都市計画の生産緑地地区の変更です。生産緑地というのは、都市の中における農地等の適正な保全を図って、災害とか、農林業とかと調和をした都市環境の保全、良好な生活環境に資するために指定をしてきているということですが、今回、都市環境の構造の観点から、追加拡大をするということが11か所ありました。それと、主たる農業従事者の死亡、故障がありまして、廃止とか縮小がされました。これが23か所ありました。それから、登記簿上のものと現地の面積が違うということで、更正登記によって面積が変更になったというのがありまして、合わせて全体では810か所あった生産緑地がマイナス11か所で799か所になりまして、面積も22,000㎡ほど減りまして、全体では約116.8ヘクタールという数字で資料が更正されていました。

それと、2点目の議案第2号というのがありますが、生産緑地ですね。平成4年に指定を受けたものが30年経過して、買取り申出ができなくなるということがありますので、買取り申出ができるような仕組みとして10年延長するという特定生産緑地の指定で、もろもろ細かいことはあるんですが、ざっと言えばそういうことで、今回、この指定が232か所されまして、面積的には364,285㎡という資料がありました。これは平成4年指定分のおおむね36%ぐらいが今回指定された。まだこれから申請してくるというのがありますので、現在ではそういうことであるということでした。これについて、市長から答申を受けたものについては、全員一致で妥当であるということでした。

以上です。

議長（八木会長）

藤村委員、よろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

結構です。

議長（八木会長）

そのほかに、御発言はございますか。

[なしの声]

議長（八木会長）

ないようなので、それでは、以上で「会務報告」及び「第17回農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程3 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第53号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-18及び3-1015から3-1017は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-18は、東京都大田区に住む譲渡人の所有する農地を、南区当麻に住む譲受人が姉弟間での贈与をするための申請です。譲渡人が姉、譲受人が弟に当たります。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区当麻の畑、1筆、676㎡です。今後の作付はナスを予定しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、5,904㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、330日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の3件について説明いたします。

收受番号3-1015は、緑区大島に住む譲渡人の所有する農地を、緑区长竹に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区又野の畑、1筆、508㎡です。今後の作付はブルーベリーの栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、2,095㎡適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が230日、息子が160日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

次に、收受番号3-1016は、緑区橋本に住む譲渡人の所有する農地を、緑区川尻に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区川尻の畑、1筆、728㎡です。今後はコスモスの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認

しています。全部効率利用要件については、経営農地8筆、4,563㎡適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、息子が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1017は、緑区牧野に住む譲渡人の所有する農地を、農地所有適格法人である株式会社藤野倶楽部が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、牧野の畑、1筆、496㎡です。今後の作付は大豆、ネギ等の露地野菜の栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地21筆、10,604㎡適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-18については、南区担当の關山委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。關山委員より、11月23日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

次に、收受番号3-1015については、津久井地区担当、菱山喜章委員にお願いいたします。

12番（菱山委員）

11月23日に、現場に確認に行っていました。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。譲受人は譲渡人の叔母に当たり、親戚関係になりますので、何ら問題ないし、案内図の2ページを見てもらえば分かるのとおり、農地の周りがみんな宅地になってしまっているので、ここはまだ住宅にならないでよかったなという感じは持っています。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3-1016については、城山地区担当、齋藤憲一委員にお願いいたします。

11番（齋藤委員）

案内図は3ページを御覧ください。11月23日に現地調査しました。この一帯は、コスモスのお祭り等が行われているような場所でございます。この一画を取得して、今後、コスモスを栽培するというところでございます。譲受人はカタクリの里等を経営しておりまして、そういった意味では、農地に関してもしっかりと管理されている状況でございます。取得する東側は休耕地でございますが、特に農地への影響はないと思えま

す。この場所は、登記上は田でございますけど、現況は畑の状況になってございます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3-1017については、藤野地区担当、加藤正博委員にお願いいたします。

19番（加藤委員）

11月28日、現地調査をしてきました。前回見た横なので、すぐに分かりました。幾らか傾斜地のところがあるんですが、土の流出について注意していただければと思います。よろしく願いします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第53号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

それでは続いて、日程4議案第54号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-19から3-20は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-19から3-20は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請地は、3-19が緑区大島の畑、1筆で4.53㎡、3-20が緑区大島の畑、1筆で418㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。

なお、案内図の3-20の農地、面積の広いほうですが、真ん中に四角く白抜きをしております部分は他の所有者の土地となっておりますので、このような図面になっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第54号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第55号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-14から5-15及び5-1038から5-1041は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-14は、貸出人が所有する大島の農地、2筆、1,750㎡に使用貸借権の設定をし、作付予定の作物に適した土壌へ改良するための一時転用の申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、ミカンの作付を計画しており、ミカンに適した土壌に入れ替えるための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、勾配を設けるほか、車両出入口側を除き、土留め板を設置し、土留めする計画です。期間中の雨水対策として、仮設側溝を設置する計画です。申請地は大島幼稚園の北西約120mです。

この農地については、貸出人、つまり所有者が昨年の11月総会で3条の許可を受け、ミカン栽培をする計画で取得した農地ですが、航空写真で確認できる限り、10年以上、耕作はされていない農地として、お手元の現地写真の参考写真を見ていただくとわかりますように、私の背丈の倍ぐらいの雑草が生えてしまうような状態となっております。この状態ですので、いくら果樹とはいえ、耕作には適さない土壌のため、今回、土を入れ替えるというものになります。

続きまして、收受番号5-15は、譲受人の有限会社白井興業が、譲渡人の所有する磯部の農地、2筆、1,424㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、土木工事業を営んでおり、業務拡大に伴い、手狭となる現在の資材置場及び駐車場を返却し、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、安全鋼板高さ50cmを設置して土留めをする計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とするほか、雨水浸透溝及び雨水浸透柵を設置する計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約200mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。引き続き、7ページか

ら9ページを御覧ください。

まず、收受番号5-1038は、譲受人である株式会社ファミリーホームが、譲渡人の所有する緑区吉野の農地、4筆、812㎡の所有権移転を受け、宅地造成で転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、宅地造成するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック2段及び既存擁壁3mを活用するとともに、間知ブロック0.5～1.9mを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地はふじの幼稚園の北東約410mです。

続きまして、收受番号5-1039は、譲受人が譲渡人の所有する緑区中野の農地、1筆、314㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、既存のRC擁壁2.5mを使用するとともに、雨水については浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は西メディカルセンターの南西350mです。

続きまして、收受番号5-1040は、譲受人が譲渡人の所有する緑区长竹の農地、1筆、784㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のRC擁壁1mを使用するとともに、新設のRC擁壁1m及びコンクリートブロック1～3段を設置し、雨水については、横穴式浸透施設を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は串川中学校の南東約45mです。

続きまして、收受番号5-1041は、譲受人が譲渡人の所有する緑区川尻の農地、2筆、199㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1～3段を設置するとともに、雨水については浸透柵を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は城山歯科クリニックの北東約220mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-14については、緑区担当委員、阿部健委員にお願いいたします。

6番（阿部委員）

11月24日午前に現地を調査、確認してきました。現地は、写真でも分かるように、

平たんな畑地ですが、山口推進委員の話では、随分前から背丈ほどの雑草が生い茂った状態の畑だったということでした。しかしながら、現在は除草もされ、耕うんされ、整地されているわけです。牧草らしき草と小松菜と思えるようなアブラナ科の青菜が一面に生えている状況になっていました。接する道路は2.7m、九尺道路という道路があって、その境界も確認でき、隣の畑の確認も、石杭とか、赤黒のプラ製の杭で確認できました。それから、土の搬出入のことですが、道路幅員が2.7mありますので、普通車タイプの車なら可能だと思います。それから、畑地の外周、隣の畑とか道路との境界のところには高さ10cmほどの木製の矢板を設置する計画と聞いています。土の流出は、おおむね防げるのかなと思います。そうしたことから、本案件については、作物に適した土壌に入れ替えるということでありますので、問題はないものと思います。

御審議、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-15については、南区担当委員、西山和秀委員、お願いいたします。

1番（西山委員）

11月24日に現地を調査してまいりました。写真を見ていただきますと、なかなか分かりにくいのですが、奥のほうは随分高くなっており、かなりの傾斜地です。以前、ここは雑多なものが捨てられて、かなり大きなものもあったんですが、それを取り除いて、土を入れて、耕うんしてありまして、まだ土が軟らかい状態でした。かなりの高低差がありますので、雨上がりに行ったものですから、ちょっと土砂が流れ出しているような雰囲気もありましたが、一応、固まっておりました。事務局の説明にもありましたように、0.5mの高さの安全鋼板で周りを通して土留めをするということですが、写真の右側との境が高さ1mぐらいの高低差があります。そこで土をならして固めるというのと、雨水に関しては、雨水溝、溝を掘っているのと、透水シート等でかなりの計画性を持って水の浸透等を考えておりますけれども、これはしっかりとやってもらわないと土砂が流れ出すのではないかと思われまます。それと隣の家との高さが1mあるところ、これは単管パイプを打ち込むということですが、隣接の方と相談して、かなりしっかりと打ち込まないと流れ出すというのも、倒れてしまいそうな状況になりますし、その隣の隣は大きな機械の駐車場所として設定されておりますので、その辺の注意が必要かと思ひまして、注意するようお願いいたしました。場所的には、きれいになるので大変よろしいことだと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-1038については、藤野地区担当、天野明委員、お願いいたします。

18番（天野委員）

11月28日の午後、現地を視察してまいりました。案内図と現地写真を確認していただきたいと思うんですが、北側に6mぐらいの市道が通っております。それと、南西側に狭い道が通っておる南西向きのなだらかに下がった土地になります。現在、耕作の状況は半々ぐらい、耕作しているのは東側の家が建っているほうと、不耕作の部分がございます。事務局が説明したとおり、造成する場合には擁壁等を設置するというので

すので、何ら問題はなかろうと思います。

審議をよろしく願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-1039については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

12番（菱山委員）

11月23日に、現地調査へ行ってまいりました。事務局の説明のとおりで、9ページの地図を見ても分かっており、そこだけぽつんと農地になっていて、周りが住宅地になってしまっていますので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-1040については、津久井地区担当、市川忠孝委員、お願いいたします。

9番（市川委員）

11月25日に、現地を確認してまいりました。現地は串川中学校のグラウンドの脇ということで、少し南傾斜でありまして、雨水に注意すれば、あとは問題ないかと思えます。事務局の説明どおりで問題ないと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-1041については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

案内図は11ページを御覧ください。11月23日に、現地調査しました。特に周りの農地等に影響を及ぼすようなことは一切ないという判断でございます。ただ1点、今回の所有権移転、リニアの関係ですけど、現在、土地の西側に住宅がございまして、11ページの案内図を見ていただければ分かるように、図面の左側に住宅があります。このちょうど東側に今回の申請の土地が出ているわけですけど、建築した後、東側に今まである家の日当たりが悪くなるようなことが予想されますので、譲受人は隣の家の方にきちんと説明して、よく理解を求めて建築されたほうがよろしいかなとは思っています。いずれにしても、農地の関連については特に問題はございません。審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

收受番号5-15、案内図の7ページを見ていただきますと、西山委員がおっしゃるように、高低差があって、しかも南側の低いほう、良好な農地で使われているので、危惧されたようなことは、かなりしっかりやられるほうがいいと思います。この地図の①と書かれたところが入り口になるはずですが、②は農道というか、軽トラがやっと入れるような道だから①から入ると思うんですけど、ちょっと狭過ぎる。実際に普通に使わ

れるんでしょうかね、そこがちょっと疑問ですけど。

事務局（伊藤担当課長）

①が出入口になります。こちらの幅員ですけれども、一応、図面上、6.3 mの出入口となっています。その出入口のすぐ裏側に雨水浸透柵を設置して、道路に雨水が流れないようにという設計をしております。

以上です。

16番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（八木会長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[なしの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第55号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

それでは、続いて日程6議案第56号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第56号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-27から3-65及び3-1032から3-1050並びに3-1052から3-1057は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受けの備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから39ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするものです。

整理番号3-27から3-65までの本庁管内について説明します。

3-27から3-63までは、期間満了に伴う更新の申請になります。

続きまして、3-64から3-65につきましては、新規の申請になります。

11ページに戻らせていただきますが、下段の3-28から13ページの3-32までは、期間満了に伴う更新の農地ですが、耕作者が変更となっております。新たな耕作者は既存の農地所有適格法人です。ちなみに、以前の耕作者も別の農地所有適格法人でした。案内図は12ページを御覧ください。契約期間は3年で、件数は5件、筆数7筆で、面積は9,461㎡です。

次に、27ページをお開きください。整理番号3-64ですが、令和3年5月に新規就農者認定を受けた耕作者で、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は3年1か月、件数は1件で、筆数1筆、面積は1,458㎡です。なお、当該耕作者は、今年5月の総会において新規で利用権の設定を受けており、イモ類の作付をしております。また、この耕作者は、農地所有適格法人での研修を受け、今年、新規就農者として認定を受けた方です。

続きまして、同じく27ページを御覧ください。整理番号3-65は、既存の農地所有適格法人が、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間は3年1か月、件数は1件で、筆数が3筆、面積は2,729㎡です。なお、本議案の3筆目の地番のところ、字を加えていただきたいのですが、字のところ、「にの原」と書いてありますが、その前に「字」という字が抜けておりますので、すみませんが、お手元の資料に追記をお願いしたいと思います。

本庁管内については、合計で39件、筆数69筆、面積が53,313㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、引き続き、津久井事務所管内の案件について御説明いたします。

整理番号3-1032から3-1050並びに3-1052から3-1057まで

の26件になります。

3-1032から1038までは新規の申請、3-1039から3-1057までは期間満了に伴う更新の申請となります。

まず、整理番号3-1032ですけれども、27ページを御覧ください。こちらについては、既存の耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は1件、筆数1筆、面積は760㎡です。

続きまして、整理番号3-1033は、既存の耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は5年、件数は1件、筆数は1筆、面積は759㎡です。

続きまして、整理番号3-1034、3-1035は、令和3年3月に新規就農者の認定を受けた耕作者が新規参入により新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は2件、筆数2筆、面積は2,150㎡です。

続いて、整理番号3-1036、3-1037は、既存の耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は18ページを御覧ください。契約期間は5年、件数は2件、筆数は7筆、面積は合計で1,831㎡です。

続きまして、整理番号3-1038は、解除条件付き利用権設定を受けた既存の法人が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は19ページを御覧ください。契約期間は5年1か月、件数は1件、筆数1筆、面積は168㎡です。

続いて、30ページの3-1039から3-1050並びに3-1052から3-1057、39ページまでになりますが、こちらは期間満了に伴う更新の案件になります。なお、3-1051については、同じく更新の申請ですが、議事参与案件となるため、別途、上程いたします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

36ページの3-1050について、この方は更新ですけれども、面積がこれだけということは、何らかの形で、農家であるという、農業を推進するという認定はなされているんですか、その根拠は何でしょうか。

事務局（松浦所長）

この方については、議案を見ていただくとおり、今回設定の917㎡と同じ数字になっていますけれども、残りの1,100㎡について探すようにと私どもでも伝えておりまして、今後、出てくる予定にはなっています。申し訳ないんですけれども、今回は917㎡について、更新のみということで出させてくださいということだったんですが、今後、探すようにということで、今、話を進めている最中になっています。よろしくお願いたします。

16番（藤村委員）

畑を耕していただくのはありがたいので、即、利用権の更新を認めないというわけにもいかないんですが、ただ、ここは割と厳しくやられていることなので、あと

1,000㎡探してくださいというのもいいんだけど、農業をやられているんですか。これだけあって、うまくやっていたら、それなりの収入はあると思うんですけどね。どうでしょうか。

事務局（松浦所長）

すみません、収入に関しては、特に利用権のときにはこちらで求めているところではないので、特に私どもには資料がございません。

16番（藤村委員）

いやいや、良好に使われていけば大目に見ようかという感じなわけですけど、どうですか。

事務局（松浦所長）

耕作は良好にされていると伺っていますので、今後とも継続してやっていただけるものと考えております。お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第56号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第57号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、9番市川委員には、恐れ入りますが、御退室をお願いいたします。

9番 市川忠孝委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程7議案第57号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、40ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第57号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-1051は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、41ページを御覧ください。津久井事務所管内の1件について御説明いたします。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。整理番号3-1051は、期間満了に伴う更新の申請で、件数は1件、筆数は1筆、面積は1,933㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第57号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第57号の議事が終了いたしましたので、9番市川委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

9番 市川忠孝委員 会議参加

日程 8 議案第 5 8 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 5 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、42 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 8 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3-66 から 3-183 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 1 2 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、43 ページから 91 ページを御覧ください。

整理番号 3-66 から 3-183 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 118 件で、203 筆、面積は 202,320.73 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 8 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 5 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第59号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、92ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-184は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受けの備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、93ページを御覧ください。

整理番号3-184は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は1件で、4筆、面積は2,139.00㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第59号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第60号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程10議案第60号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、94ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第60号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号3-24から3-71は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和3年11月1日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和3年12月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、95ページから127ページを御覧ください。

整理番号3-24から3-71は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。いずれも期間満了に伴う利用権の設定です。件数は48件で、191筆、面積は186,450.73㎡です。

耕作者変更による新規借り受けの説明をいたします。111ページをお開きください。

整理番号3-45のうち、大島の農地、上から1筆については、耕作者が変更になっています。契約期間は3年で、面積は1,662㎡で、露地野菜の作付を予定していません。

続きまして、120ページをお開きください。整理番号3-63のうち、上から1筆目になりますが、下溝の農地については耕作者が変更となっております。契約期間は3年で、面積は803㎡で、露地野菜の作付を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

118ページの3-57及び3-59、次のページの3-61の方の耕作面積が小さいんですけど、どういう方でしょうか、説明してください。

事務局（伊藤担当課長）

3-57と3-61の方は、8年前ですけど、平成25年に神奈川県農業サポーター事業を経由して、新規就農として入られた方です。農業サポーターにおきましては、いきなり2,000㎡という農業経営規模というところからは新規で入っておりませんでしたので、そのまま2,000㎡未満でも入れたという経過があります。実際に、その後、新規で経営規模拡大ということにはまだ至っておりませんが、借受けをしている農地については良好に耕作をされているという経過になっております。

3-59の方については、参入の経過は確認が取れておりませんが、ここで水田を行っておりまして、本人も借りている農地以外に近くに水田を所有しております。水田の状況については、きちんと耕作をされているということは確認を取っております。

以上です。

議長（八木会長）

藤村委員、よろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

それ、全員協議会で、ちょっと議論しましょうか。ここら辺の扱いに関しては、新規就農者の方は、これから頑張るという形で、そんなに広くなくても、やってくれという形で認めてきているんですよね。そうでない場合はどうしようかということについては、あまり明確に議論されていなかったと思うので、後で議論しようと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（八木会長）

はい。

事務局（高野次長）

今、藤村委員から、全員協議会で少し議論を深めようかというお話をいただきました。現在、議案としては、こういった形でお示しさせていただいておりますので、特段、2,000㎡というところで、農業委員の皆様が通すわけにいかないという御判断でないのであれば、今回の議案については認めて、それに満たない人についてはどうするという事は、全員協議会で御議論を深めていただくということでお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

議長（八木会長）

よろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

いいですよ。

議長（八木会長）

それでは、そのほかに質疑はございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第60号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程10議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 6 1 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

それでは引き続き、日程 1 1 議案第 6 1 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、1 番西山委員には、恐れ入りますが、御退室をお願いいたします。

1 番 西山和秀委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程 1 1 議案第 6 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1 2 8 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 1 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3 - 7 2 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により令和 3 年 1 1 月 1 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 3 年 1 2 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 2 9 ページを御覧ください。

整理番号 3 - 7 2 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1 件で、4 筆、面積は 2, 5 8 3 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 1 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程11議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第61号の議事が終了いたしましたので、1番西山委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

1番 西山和秀委員 会議参加

日程 1 2 議案第 6 2 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 6 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、130ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 2 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3-73 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 3 年 1 1 月 1 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 3 年 1 2 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、131ページを御覧ください。

整理番号 3-73 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1 件で、5 筆、面積は 4,275㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 2 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 1 2 議案第 6 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 議案第 6 3 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 3 議案第 6 3 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、1 0 番小林委員には、恐れ入りますが、御退室をお願いいたします。

1 0 番 小林康史委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程 1 3 議案第 6 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1 3 2 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 3 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3 - 7 4 から 3 - 7 5 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により令和 3 年 1 1 月 1 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 3 年 1 2 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 3 3 ページを御覧ください。

整理番号 3 - 7 4 から 3 - 7 5 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 2 件で、6 筆、面積は 8, 2 6 2 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 3 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程13議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第63号の議事が終了いたしましたので、10番小林委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

10番 小林康史委員 会議参加

日程 1 4 報告第 5 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 5 報告第 5 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 6 報告第 5 3 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 7 報告第 5 4 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 8 報告第 5 5 号 非農地証明書の発行について

日程 1 9 報告第 5 6 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 2 0 報告第 5 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 2 1 報告第 5 8 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

それでは続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 4 報告第 5 1 号から日程 2 1 報告第 5 8 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

ちょっと多いんですけども、何件か質問があります。順に言っていきます。

報告第 5 1 号の 1 3 5 ページについて、県農業公社が仲介というか買い取るんですけど、どうしているのか、教えてください。

事務局（伊藤担当課長）

申請理由にも書かれてありますけれども、農地中間管理機構が農地売買等事業を行うために、まず、公社が農地を取得します。これをするによって、所有者側にこの場合は 8 0 0 万円の譲渡所得控除というのがあるわけです。そうなってきますと、売主側

に、利益といいますか、有利なことになっていくという事業になっております。

16番（藤村委員）

近未来的には、これをまた売り渡す？

事務局（伊藤担当課長）

そうですね、今度は公社から農業者に売り渡していくというような事業になっております。

16番（藤村委員）

それは目途があるわけですね。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね、実際、今日も公社の職員が今後の手続きとなる3条の許可ですけれども、それについて相談に来ております。

16番（藤村委員）

ありがとうございます。

次に、報告第54号について、160ページ、コトブキ園さんが害獣被害により収穫なしとなっていますが、これについてどんな被害だったかというのは聞いていますでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

動物の種類というのは想像みたいですが、タヌキかアライグマではないかと聞いております。

16番（藤村委員）

はい、分かりました。

171ページの報告第56号についてですが、転用しない、非農地だということを証明しているだけですか。

事務局（伊藤担当課長）

まず、この報告の案件について説明させていただきますと、登記簿地目を畑以外、農地以外に変更する場合、本来ですと、農業委員会の許可書とか、市街化区域であれば届出済証明書というのをつけないと地目変更ができないんです。それで、今回、ここに挙がっているものについては、農業委員会の許可書とか届出済書を添付しないで登記簿の地目変更を申請した物件になります。

一番上の番号3については、市街化区域内の現況は宅地、自宅の敷地の一部となっているようなところですね。そこに関して地目変更をしてきたんですけれども、過去にそういった許可や届出を受けていなかったため、農業委員会に登記所から照会が来たというものです。今回、そういった農地が出ております。

16番（藤村委員）

それはしょうがないという感じだけど、現況、雑種地というのは、雑種地になると、税金はどうなってしまうんでしょうか。農地のほうが安いと書いてあったのもあるんだけど。

事務局（伊藤担当課長）

番号5になりますでしょうか。

16番（藤村委員）

はい。

事務局（伊藤担当課長）

ここでは雑種地とは書いてあるんですけども、税金面は私どもの管轄ではないので詳しくはお話ししませんが、この土地はミニゴルフ場なんですね。なので、普通という雑種地よりは、多分に税金は高いと思います。

16番（藤村委員）

了解です。

あと、報告第57号の相続の件ですが、何件かあります。全部というわけではないんですが、例えば177ページにあるように所有権が川崎市の方であるとか、他市に居住されている方について、それは農業されるということですか。どうにかするという話があるんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらの報告案件の届出書ですけども、これに関しては、当然、農地法で決められていることですけども、農地を相続しましたという報告を相続人がしてくるものです。その報告書の中に、任意で相続した農地はどうしますかというチェック項目はあります。ですけども、そこに、ここで来ているあっせんの有無のところで、なしと出ているものについては、自分で管理する、自分で耕作中とか、人には貸しませんというニュアンスのチェック項目になっております。それに関して、本人に本当に耕作できるかを確認するような、そこまでの誓約をするものではありません。また、届出については、本人ではなくて、司法書士とか税理士とか代理の方が見えられますので、そこまでの確認は行っておりません。ちなみに、一番最後の1009番については、農業委員会等へのあっせんの希望ありとなっておりますので、こちらについては、地元の推進委員さんや農業委員さんと農業委員会事務局で調整しながら、耕作者を探していきたいと考えております。

以上です、よろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

例えば、想像ですけど、178ページの54番の方、こういう形でどんとやられる、地元の方ですし、何となく、やられるのではないかなという気はするんですけど、その下の藤沢市の方とか川崎市の方ですと、相続の受付そのものはこれで終わりとしても、あっせん作業というか、推進委員さんの見守り等々含めて、耕作放棄地の予備軍ということにもなりかねないので注視が必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

おっしゃるとおりかと思えます。ただ、この書類だけだと、市外の方、相模原市から遠く離れている方が相続されている状況に見受けられますけれども、相模原市内に親族がまるっきりいないというわけでもないと思われれます。そういった親族の方が農地を保全していくということも考えられますので、今後、市外の方が相続された農地については、現況を確認するような形で、こちらも検討したいと思います。

以上です。

16番（藤村委員）

私からの質問は以上です。

議長（八木会長）

ほかに質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で日程14報告第51号から日程21報告第58号を終わります。
以上をもちまして、相模原市農業委員会第33回総会を終了いたします。